

政令第三百六十三号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（学校教育法施行令の一部改正）

第一条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「学齡児童（）」を「学齡児童及び学齡生徒（それぞれ）」に、「第二十三条」を「第十八条」に、「学齡児童」をいう。以下同じ。）を「学齡児童」に改め、「（法第三十九条第二項に規定する「学齡生徒」）」を削る。

第四条中「第二十三条第八号」を「第二十三条第九号」に改める。

第五条第一項中「第二十二条第一項又は第三十九条第一項」を「第十七条第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。

第二十一条中「第二十二条第一項又は第三十九条第一項」を「第十七条第一項又は第二項」に改める。

第二十二條の二中「第八十五條の二」を「第百三十八條」に改め、「第二項（）」の下に「これらの規定を」を加える。

第二十二條の三中「第七十一條の四」を「第七十五條」に改める。

第二十三條中「第八十三條第二項」を「第百三十四條第二項」に改め、同條第六号から第八号までを削り、同條第五号を同條第八号とし、同條第四号中「第六十八條の二第一項」を「第百四條第一項」に改め、同号を同條第七号とし、同條第三号を同條第六号とし、同條第二号の次に次の三号を加える。

三 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止

四 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更

五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通信教育の開設

第二十三條第九号中「市町村の設置する」の下に「幼稚園（指定都市の設置するものを除く。）」、「を  
加え、「特別支援学校又は幼稚園（指定都市の設置する幼稚園を除く。）」を「又は特別支援学校」に  
改め、同條第十号中「第四十五條第三項」を「第五十四條第三項」に、「第五十一條の九第一項」を「第  
七十条第一項」に改める。

第二十四条（見出しを含む。）及び第二十四条の二（見出しを含む。）中「第四十五条第三項」を「第五十四条第三項」に改める。

第二十四条の三（見出しを含む。）中「第八十二条の九」を「第一百三十一条」に改める。

第二十六条第一項中「市町村の設置する」の下に「幼稚園、」を加え、「、特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に、「、都道府県知事及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の理事長」を「及び都道府県知事」に、「、都道府県又は公立大学法人」を「又は都道府県」に改め、「大学について文部科学大臣に対し」の下に「、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の理事長は、当該公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し」を加える。

第二十七条中「市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学又は」を削り、「における」を「又は市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学における」に改め、「ときは」の下に「、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会に対

し」を加え、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し」を削る。

第二十九条中「休業日は、」の下に「市町村又は都道府県の設置する学校にあつては」を加え、「学校を設置する」を削り、「教育委員会が」の下に「、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が」を加える。

第三十一条中「大学以外の公立の学校」を「市町村又は都道府県の設置する学校（大学を除く。）」に、「公立大学法人の設置する大学については当該大学」を「公立大学法人の設置する大学又は高等専門学校については当該大学又は高等専門学校」に改める。

第三十二条及び第三十三条の二中「第四十五条の二」を「第五十五条」に改める。

第四十条中「第六十九条の三第二項」を「第百九条第二項」に、「第七十条の十」を「第二百二十三条」に、「第六十九条の三第三項」を「第百九条第三項」に改める。

第四十一条の見出し中「第二十一条第三項」を「第三十四条第三項」に改め、同条中「第二十一条第三項」を「第三十四条第三項」に、「第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項及び第七十六条」を「

第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条」に改める。

第四十二条の見出し中「第六十条」を「第九十四条」に改め、同条中「第六十条」を「第九十四条」に改め、「第七十条の十」を「第二百二十三条」に改める。

第四十三条の見出し中「第六十条の二」を「第九十五条」に改め、同条中「第六十条の二」を「第九十五条」に、「第七十条の十」を「第二百二十三条」に改める。

(教育公務員特例法施行令の一部改正)

第二条 教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第六十六条ただし書」を「第一百条ただし書」に改める。

第七条各号中「をしている」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を加える。

第八条第一項中「公立学校」の下に「(法第二条第一項に規定する公立学校をいう。次条第一項において同じ。)」を加える。

第九条第一項中「公立の」を削り、「高等専門学校」の下に「(公立学校であるものに限る。)」を加える。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正)

第三条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十二條第一項」を「第十六條」に改める。

第五条第二項第一号中「第七十五條第二項及び第三項」を「第八十一條第二項及び第三項」に改める。

第七条第一項中「教頭、」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、」に改める。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部改正)

第四条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第五十一條の十」を「第七十一條」に改める。

第四条第一項中「を校長」の下に「、副校長」を、「教頭」の下に「、主幹教諭、指導教諭」を加える。

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)

第五条 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第五号中「第六十六条ただし書」を「第百条ただし書」に改める。

(自衛隊法施行令等の一部改正)

第六条 次に掲げる政令の規定中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

- 一 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第五十六条第一号
- 二 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第五十八条第一項第五号
- 三 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第二十一条第二十六号イ
- 四 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十三号
- 五 国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第二条第一項第一号
- 六 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第一条の三第七号
- 七 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十三号
- 八 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七

年政令第二百八十二号) 第三条第十三号

(租税特別措置法施行令及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正)

第七条 次に掲げる政令の規定中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

一 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十条の三第一項第四号

二 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)第七条第一号

(児童福祉法施行令の一部改正)

第八条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第四号中「第七十一条」を「第七十二条」に、「第七十五条第三項」を「第八十一条第三項」に改める。

(国民生活金融公庫法施行令の一部改正)

第九条 国民生活金融公庫法施行令(昭和二十四年政令第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第五十一条の五」を「第六十六条」に改め、同条第二号中「第七十二条第二項」を「

第七十六条第二項」に改め、同条第三号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十二条の三第四項」を「第二百二十五条第四項」に改め、同条第四号中「第八十三条」を「第三百三十四条第一項」に改める。

（統計法施行令の一部改正）

第十条 統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

別表第三第三欄第二号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

別表第五第一欄中「における」の下に「幼児、」を加え、「、幼児」を削る。

（漁業法施行令の一部改正）

第十一条 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三号中「第六十九条の二」を「第一百八条第二項」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第十二条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の五第二項第一号中「、第八十二条の二又は第八十三条」を「、第二百二十四条又は第三百三十四条第一項」に、「同法第八十二条の二又は第八十三条」を「同法第二百二十四条又は同項」に改める。

第五十六条の二十四第二号中「第二百二条」を「附則第六条」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第十三条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二防衛大学校の項中「第六十八条の二第四項第二号」を「第百四条第四項第二号」に改める。

（統計報告調整法施行令の一部改正）

第十四条 統計報告調整法施行令（昭和二十七年政令第三百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「規定する」の下に「幼稚園、」を加え、「、大学、高等専門学校」を削り、「及び幼稚園」を「、大学及び高等専門学校」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第十五条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、「、大学、高等専門学校」を削り、「及び幼稚園」を「、大学及び高等専門学校」に、「第九十八条第一項」を「附則第三条第一項」に改め、「公立大学法人」の下に「（以下この号において「公立大学法人」という。）」を加え、「が設置する高等専門学校」を「又は公立大学法人が設置する高等専門学校」に改め、同条第三号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第三百二十四条第一項」に改める。

（学校給食法施行令の一部改正）

第十六条 学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十八条」を「第三十七条」に、「第四十条」を「第四十九条」に、「第七十六条」を「第八十二条において」に、「第五十一条の八」を「第六十九条」に改める。

（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令の一部改正）

第十七条 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令（昭和三十一年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「児童（）」を「児童又は生徒（それぞれ）」に、「第二十三条」を「第十八条」に改め、

「学齡児童」の下に「又は学齡生徒」を加え、「又は生徒（学校教育法第三十九条第二項に規定する学齡生徒をいう。以下同じ。）」を削る。

（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行令の一部改正）

第十八条 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第五十条」を「第六十条」に、「第五十一条の八」を「第六十九条」に改める。

（特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令の一部改正）

第十九条 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令（昭和三十二年政令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「第七十六条」を「第八十二条において準用する同法第二十七条及び第六十条」に改める。  
（駐車場法施行令の一部改正）

第二十条 駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号八中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、「幼稚園」を削る。

(学校保健法施行令の一部改正)

第二十一条 学校保健法施行令(昭和三十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「当つて」を「当たつて」に、「第二十二条第一項」を「第十六条」に改める。

第五条第一項及び第十一条中「児童、」を「幼児、児童又は」に改め、「又は幼児」を削る。

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部改正)

第二十二条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第八十九号)

の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。

(国民年金法施行令の一部改正)

第二十三条 国民年金法施行令(昭和三十四年政令第八十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の六第一号中「第四十一条」を「第五十条」に改め、同条第二号中「第五十一条の二」を「第六十三条」に改め、同条第六号を削り、同条第五号中「第七十条の二」を「第一百五十五条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第六十九条の二第二項」を「第八十八条第二項」に改め、同号を同条第五号

とし、同条第三号中「第五十二条」を「第八十三条」に、「第六十二条」を「第九十七条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。

）に在学する生徒

第六条の六第七号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、同条第八号中「学校教育法第八十条第一項に規定する各種学校その他の教育施設であつて」を削り、「定めるもの」を「定める教育施設」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三第五号中「小学校、」を「幼稚園、小学校及び」に改め、「及び幼稚園」を削る。

（割賦販売法施行令の一部改正）

第二十五条 割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第三号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百二十四条第一項」に改め、同表第四号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百三十四条第一項」に、「大学及び幼稚園」を「幼稚園及び大学」に改め、同表第五号中「大学及び幼稚園」を「幼稚園及び大学」に改める。

別表第一の三第四号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百三十四条第一項」に改め、同表第六号中「大学及び幼稚園」を「幼稚園及び大学」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第一百七条」を「附則第九条」に改める。

（所得税法施行令の一部改正）

第二十七条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項第二号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第

百三十四条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十二条の三第一項」を「第二百二十五条第一項」に改める。

第六百六十五条第二項第一号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第二百三十四條第一項」に、「第八十三条の」を「同項の」に改める。

第二百十七條第一項第四号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第二百三十四條第一項」に改める。

(法人税法施行令の一部改正)

第二十八条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号イ中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百二十四條第一項」に改める。

第七十三条第一項第三号イ中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

第七十七条第一項第四号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百二十四條第一項」に改める。

(製菓衛生師法施行令の一部改正)

第二十九条 製菓衛生師法施行令(昭和四十一年政令第三百八十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

(私立学校振興助成法施行令の一部改正)

第三十条 私立学校振興助成法施行令(昭和五十一年政令第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「定める私立の」の下に「幼稚園、」を加え、「特別支援学校若しくは幼稚園」を「若しくは特別支援学校」に、「児童、生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に改め、同項第二号口中「特別支援学級」を「障害のある幼児が在学している私立の幼稚園又は特別支援学級」に改め、「又は障害のある幼児が在学している私立の幼稚園」を削る。

(特定商取引に関する法律施行令の一部改正)

第三十一条 特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第五の二の項第一欄中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第百

三十四条第一項」に改め、同表の三の項第一欄中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第一項」に、「大学及び幼稚園」を「幼稚園及び大学」に改め、同表の四の項第一欄中「大学及び幼稚園」を「幼稚園及び大学」に改める。

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）

第三十二条 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「公立の」の下に「幼稚園、」を加え、「、特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正）

第三十三条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表大学の項中「公立大学法人をいう」の下に「。以下この表において同じ」を加え、同

表高等専門学校の項中「及び独立行政法人国立高等専門学校機構」を「、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人」に改める。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正）

第三十四条 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、第二十八条の五第一項」、若しくは第二項」及び「若しくは第五条」を削り、同条第四号中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改め、同条第五号及び第十一号中「校長」の下に「、副校長」を、「教頭」の下に「、主幹教諭、指導教諭」を加える。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三十五条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第四十一条」を「第五十条」に、「第五十二条」を「第八十三条」に改める。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第三十六条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第二号リ中「大学、」を「幼稚園、大学及び」に改め、「及び幼稚園」を削る。

(文部科学省組織令の一部改正)

第三十七条 文部科学省組織令(平成十二年政令第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「初等中等教育(」の下に「幼稚園、」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

第十条第十二号中「管理下における」の下に「幼児、」を加え、「学生及び幼児」を「及び学生」に改める。

第三十四条第七号中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。

第三十五条第九号中「公立の」の下に「幼稚園、」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

第三十九条第一号及び第二号中「児童、」を「幼児、児童及び」に改め、「及び幼児」を削る。

第四十条第一号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「、特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

（中央教育審議会令の一部改正）

第三十八条 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表初等中等教育分科会の項第一号中「初等中等教育（）」の下に「幼稚園、」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

#### 附 則

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第二条中教育公務員特例法施行令第七条各号の改正規定、第三条中公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第七条第一項の改正規定、第四条中公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第四条第一項の改正規定並びに第三十四条中義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令第一条第五号及び第十一号の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。